

令和5年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金交付要項

(目的)

第1条 知事は、介護福祉士国家試験に合格する技能実習生及び1号特定技能外国人（以下「技能実習生等」という。）を増やすため、「茨城県コース」の技能実習生及び県内施設等から選抜した技能実習生等に集中的な日本語学習支援を実施する施設・事業所（以下「受入施設等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助限度額)

- 第2条 この補助金の対象経費は、受入施設等が技能実習生等に対し介護福祉士国家試験合格のために実施する日本語学習等支援に必要な経費のうち、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）とする。
- 2 技能実習生等1人当たりの助成額は、年額235千円以内とする。
- 3 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象の技能実習生等の要件)

- 第3条 この補助事業の対象となる技能実習生等は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、当該各号に掲げる技能実習生等の合計は35人以内とする。
- (1) ベトナム・ロンアン省と連携して実施する介護人材育成・送出・受入プログラム「茨城県コース」により来日した技能実習生
- (2) 次の要件を全て満たす技能実習生等
- ア 今年度中に介護福祉士国家試験を受験する予定であること。
- イ 過去に同趣旨の交付金の支給を受けたことがないこと。
- ウ 申請日時点で県内の施設等に在籍しており、次年度以降も在籍している施設等で、介護職員として働く意思を有すること。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする受入施設等（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 知事は、補助金交付申請書の内容が適正であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(補助条件)

第7条 この補助金の交付には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けるものとする。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けるものとする。
- (3) 補助事業が年度内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けるものとする。
- (4) 補助事業に係る関係書類は、事業完了後5年間保管しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。
- (6) 知事は、補助事業者が前各号に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。
- (7) この補助金の対象経費を、他の補助金等と重複して交付を受けてはならない。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 支出額を増額すること。
- (2) 支出項目を変更すること。

(変更の承認等)

第9条 第7条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、予め補助金変更承認申請書(様式第3号)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 知事は、補助事業者から補助事業について、必要に応じ遂行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適切であると認められるときは、当該補助事業に係る補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 この補助金は、実績報告書の審査等に基づき、その額が確定した後に精算払により交付するものとする。ただし、知事が補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の90%以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した書面を知事に提出するものとする。

- 3 第1項ただし書の規定による概算払を受けた補助事業者は、第11条の規定により実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 補助事業者は、既に支払を受けた補助金の額が第12条の補助金交付確定額を超えるときは、その超える金額について、知事の指示に従って返還しなければならない。

（消費税等に係る税額控除の申告）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付するよう命じることがある。

（その他）

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、知事はその都度定めるものとする。

付 則

この要項は、令和5年6月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式第 1 号

番
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 (住所)
(法人名)
(代表者職氏名)
(電話番号)

令和 5 年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金交付申請書

標記の補助金について、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- ・事業計画書（別紙 1）
- ・収入支出内訳書（交付申請用）（別紙 2）
- ・所要額調書（別紙 3）
- ・その他参考となる資料

3 補助金受領の方法

口座振替払

金融機関・支店名	
預金種目	※どちらかに○ 普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

様式第 2 号

福 政 第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和 5 年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付申請があった標記の補助金について、令和 5 年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金交付要項第 7 条各号に定める条件を付して下記のとおり交付することに決定したので、茨城県補助金等交付規則第 7 条の規定により通知します。

記

補助金の交付決定額 金 円

番
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 (住所)
(法人名)
(代表者職氏名)
(電話番号)

令和5年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け福政第 号をもって交付決定があった標記の補助金について、令和5年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金交付要項第9条の規定により変更を承認くださるよう、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 添付書類
 - ・変更後の事業計画書（別紙1）
 - ・変更後の収入支出内訳書（別紙2）
 - ・変更後の所要額調書（別紙3）

様式第 4 号

番
令和 年 月 日
号

茨城県知事 殿

申請者 (住所)
(法人名)
(代表者職氏名)
(電話番号)

令和 5 年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け福政第 号をもって交付決定があった標記補助金の事業実績について、令和 5 年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金交付要項第 11 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

関係書類

- ・事業実施状況報告書（別紙 4）
- ・収入支出内訳書（実績報告用）（別紙 5）
- ・精算額調書（別紙 6）
- ・その他参考となる資料

様式第 5 号

福 政 第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和 5 年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった標記補助金については、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、茨城県補助金等交付規則第 14 条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 円

番
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 (住所)
(法人名)
(代表者職氏名)
(電話番号)

令和 5 年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金
に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け福政第 号をもって交付決定があった標記補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、令和 5 年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金交付要項第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額又は事業実績報告額 金 _____ 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）
金 _____ 円
- 3 添付書類
2 の金額を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。

令和5年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金
事業計画書

受入施設名 (法人名・施設名)			
氏 名		国籍	
在留資格			
申請時の日本語能力 試験等のレベル			
日本語学習の方法 (具体的に記載)			
日本語学習経費	総額		円
	うち受入施設等負担額		円
特記事項			

別紙 2

令和 5 年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金
収入支出内訳書（交付申請用）

受入施設名： _____

1 収入予定額

(単位：円)

項 目	金 額	適 用
	円	
	円	
収入予定額合計	0 円	(B)

(収入額には、茨城県からの補助予定金額を含めない)

2 支出予定額

(単位：円)

項 目	金 額	積算内訳
報 償 費	円	
旅 費	円	
消 耗 品 費	円	
印 刷 製 本 費	円	
教 材 費	円	
通 信 運 搬 費	円	
手 数 料	円	
保 険 料	円	
使 用 料 及 び 借 賃 料	円	
委 託 料	円	
補助金（入学金及び受講料に限る。）	円	
備 品 購 入 費	円	
支出予定額合計	0 円	(A)

令和5年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金 所要額調書

受入施設名： _____

No.	対象経費		差引額 (C)(=A-B)	補助上限額 (D)	補助金額 (E) ※CとDを比較して少 ない額を記入 ※千円未満切り捨て	備 考	
	氏名	支出予定額 (A)					寄付金その他の 収入額(B)
1		円	円	0 円	235,000 円	円	
2		円	円	0 円	235,000 円	円	
3		円	円	0 円	235,000 円	円	
合計		0 円	0 円	0 円	0 円		

令和5年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金
事業実施状況報告書

受入施設名 (法人名・施設名)			
氏 名		国籍	
実績報告時の在留資格			
実績報告時の日本語能力 試験等のレベル			
日本語学習の方法 (具体的に記載)			
日本語学習経費	総額		円
	うち受入施設等負担額		円
介護福祉士国家試験 受験結果			
特記事項			

令和5年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金
収入支出内訳書（実績報告用）

受入施設名： _____

1 収入予定額

（単位：円）

項 目	金 額	適 用
	円	
	円	
収入予定額合計	0 円	(B)

（収入額には、茨城県からの補助予定金額を含めない）

2 支出予定額

（単位：円）

項 目	金 額	積算内訳
報 償 費	円	
旅 費	円	
消 耗 品 費	円	
印 刷 製 本 費	円	
教 材 費	円	
通 信 運 搬 費	円	
手 数 料	円	
保 険 料	円	
使 用 料 借 及 び 料	円	
委 託 料	円	
補助金（入学金及び受講料に 限る。）	円	
備 品 購 入 費	円	
支出予定額合計	0 円	(A)

本書のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

団体名

代表者名

令和5年度介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業補助金 精算額調書

受入施設名： _____

No.	対象経費		差引額 (C)(=A-B)	交付決定額 (D)	補助金受入済額 (E)	補助金精算交付 ・返還額(F) ※千円未満切り捨て	備考
	氏名	支出予定額 (A)					
1		円	円	0 円	円	円	
2		円	円	0 円	円	円	
3		円	円	0 円	円	円	
合計		0 円	0 円	0 円	円	円	